

指導行政のポイント

中教審で“小中一貫教育”を審議

菱村 幸彦

中教審で小中一貫教育が審議されている。平成21年7月に初等中等教育分科会に「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」が設置され、まず、中高一貫教育について審議を行ってきたが、平成23年7月に「主な意見等の整理」が取りまとめられたので、今度は小中一貫教育の検討に移ったわけだ。

小中一貫教育の先行的取組み

小中一貫教育については、中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年)において「設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある」と提言している。

また、教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)でも、「6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育……など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する」と示している。

こうした流れのなかで、すでに全国的にかなりの学校で、小中一貫教育の先行的な取組みが行われている。その取組みは、次の3つの方法による。

第1は、研究開発学校。これは、教育課程の改善に関する実証的資料を得るため、文科大臣が、学校教育法施行規則55条に基づき、申請のあった学校に学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認める制度である。

研究開発学校における小中連携教育の取組みは、現在、8市町村・32校で行われている。例えば、船橋市の若松小学校と若松中学校では、9年間を通じて基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、学習内容の移行・統合を含めて、小中一貫教育カリキュラム試案の開発を行っている。

第2は、教育課程特例校。これは、当初、構造改

革特別区域法に基づく研究開発学校として始まったが、平成20年度から学校教育法施行規則55条の2に基づく教育課程特例校制度に移行した。教育課程特例校は、文科大臣が、申請に基づき指定し、学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認める制度である。

教育課程特例校による取組みは、現在、27市町村・768校に及ぶ。例えば、東京都品川区では独自の「小中一貫教育要領」を定め、全小・中学校で9年間の系統的な学習を実施し、全学年に「市民科」を新設、小学1年から英語教育を導入している。

第3は、制度上の特例を活用しない取組み。研究開発学校や教育課程特例校のような特例措置に基づかないで、学習指導要領の許容する範囲内で、教育目標や教育課程等を統一し、運営体制・指導体制を一体化して、小中一貫教育を行うものである。運用による小中一貫教育の取組みは、三鷹市、三条市、宗像市など全国的にかなりの学校で行われている。横浜市は新年度から全小・中学校で行う予定という。

義務教育学校の制度化に踏み込むか

こうした先行的な取組みを踏まえて、中教審の作業部会で、小中一貫教育のあり方について審議を進めているが、検討事項として、小中一貫の教育課程のあり方、小・中教員の乗り入れ方法、教員免許のあり方、小中一貫教育の推進体制、校地・校舎、通学区域面の制約の克服、学校の名称(義務教育学校とするか)などが挙げられている。

文科省調査によると、9年制の小中一貫校をつくることに賛成する率は、保護者30.6%、教員19.3%、校長・教頭33.5%にとどまっている。果たして、中教審は9年制義務教育学校の制度化にまで踏み込むかどうか。注目されるどころだ。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●最新刊好評発売！最新の行政調査結果・資料等に基づき初期対応から事後処理まで平易に解説！

改訂版 《ケーススタディ》教育法規

坂田 仰(日本女子大学教授)／河内祥子(福岡教育大学准教授)【共著】 A5判 224頁／定価 2520円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)